

新型コロナウイルス感染予防のための施設貸出の中止措置について

令和2年3月4日

公立大学法人秋田県立大学 総務本部長

令和2年2月27日、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、安倍首相は3月2日より春休みまでの期間、全国の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の臨時休業の要請を行いました。

これを受けて、秋田県の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校も臨時休業措置が取られており、児童生徒には不要不急の外出を避けること、部活動・スポーツ少年団の活動の停止などの指導がなされています。

秋田県立大学ではこれらの事情を踏まえ、大学施設設備の学外者への貸出を3月いっぱいの間、中止することとします。

学校の部活動・スポーツ少年団やクラブ等だけでなく、一般の方々も含めた学外者への施設貸出全般が中止となります。

また、中止期間は状況に応じて判断しますので、延長される可能性があることもご承知おきください。

新型コロナウイルスのこれ以上の感染拡大を予防するための措置です。どうぞご理解ご協力のほど、よろしく申し上げます。

※大学のグラウンド・陸上競技場等施設は、大学の財産です。無断での使用は出来ません。

このたび、以上のように貸出が中止となっていますので、全面的に利用出来なくなります。期間中の無断立入は禁止いたします。

以上